

平取町景観計画

平成19年4月
令和7年10月 改正

北海道平取町

第1章 はじめに

1. 景観計画の背景と目的

平取町における景観保全の取り組みは、平成5(1993)年に「みどり豊かな環境保全条例」を制定したことにより本格的に始まった。そして、平成19(2007)年に平取町の一部が「アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観」として選定を受け、平成28(2016)年に二次選定、平成30(2018)年度に三次選定と選定範囲を拡大した。現在は、四次選定に向けた取り組みが進められている。

平取町は、平成19(2007)年の文化的景観の第一次選定に合わせて景観行政団体となり、景観法に基づき「平取町景観づくり条例」が制定され、「平取町景観計画〈基幹計画〉」が策定された。本計画は、文化的景観の選定エリアの拡大や、アイヌ文化振興推進や自然環境の保全のためのさまざまな取り組みをふまえて改定するものである。

平取町の景観は、

- ① 基盤となる自然景観要素の層
- ② 近世後半のアイヌ文化が形成される以前の人間の居住を示す景観要素の層
- ③ 近世後半以降の史料や諸記録、住民が継承してきたアイヌ文化の景観要素の層
- ④ 近代以降にアイヌと和人の協働やそれぞれの取組によりつくられた景観要素の層
- ⑤ アイヌ文化の再生と復興に関わる取組を示す景観要素の層

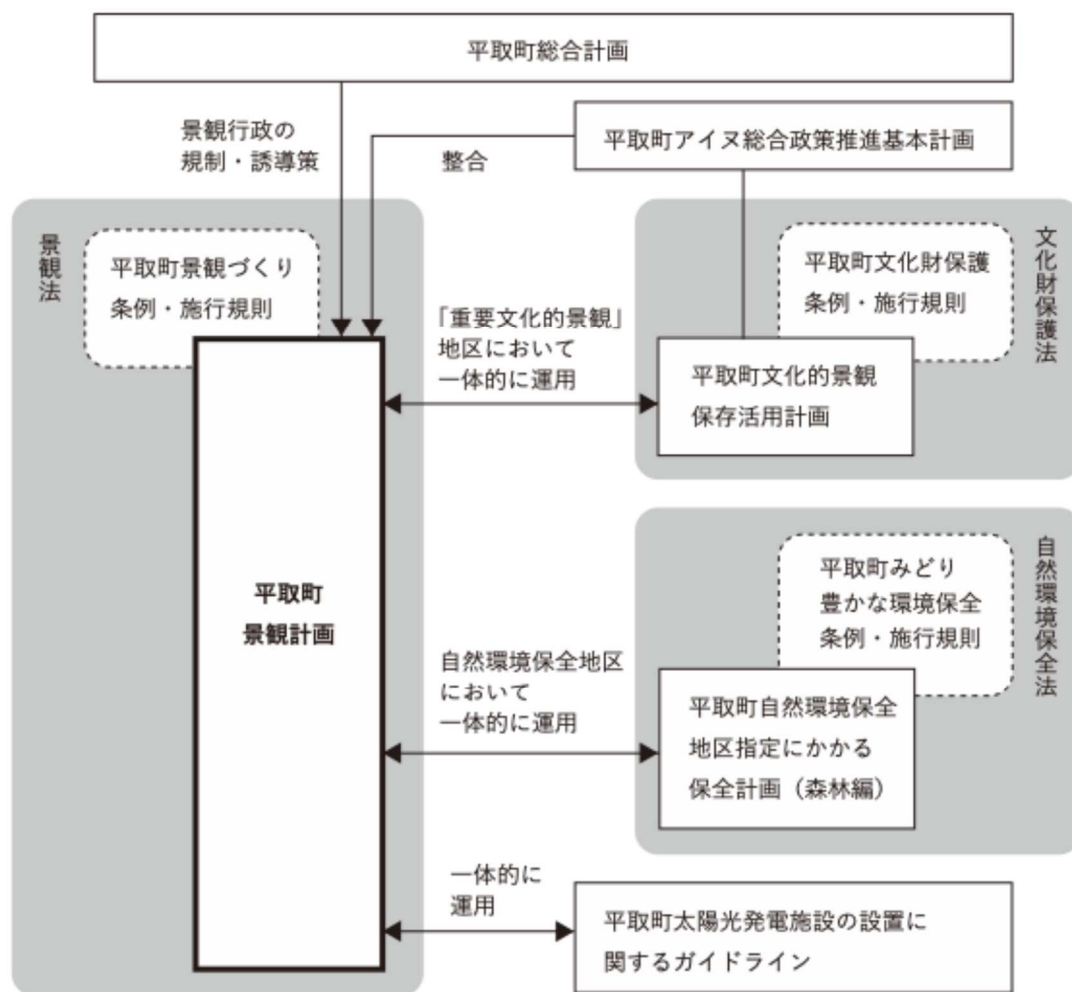
が展開する多文化の積層となっていることが特色である。この景観計画では、こういった地域景観を継承するために、行政・町民・事業者がこの景観をたいせつなものと考え行動し、景観づくりをすることを目的としている。子孫たちが地域を誇りに思い、未来を生きる世代から感謝されるような地域づくりを積み上げていくために、景観づくりの方針を定め、実現するための仕組みや基準を定めるものである。

2. 平取町景観条例および景観計画の位置づけ

本計画は、平取町総合計画に示された景観保全の方針を実現するための仕組みや基準を定めるものである。また、重要文化的景観に選定された地区においては「平取町文化的景観保存計画」と一体的に運用し、自然環境保全地区においては「平取町自然環境保全地区にかかる保全計画（森林編）」と一体的に運用し、景観特性に応じた景観づくりを行うものである。また、近年の太陽光発電施設の増加に合わせて、令和6年に「平取町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」を策定した。太陽光発電施設は景観に大きな影響を与えかねないため、施設の設置にあたってはこのガイドラインと一体的に運用を図る。

平取町では、景観法の委任条例として「平取町景観づくり条例」を定めており、本計画はそれら法・条例に基づく法定計画である。

平取町景観計画と各種法制度や計画との関係



3. 平取町の景観特性

(1) 沙流川流域の自然

日高山脈最高峰のポロシリ付近を源とし、南西麓を流れて太平洋へと注ぐシシリムカは、沙流川流域を指すアイヌ語の雅語表現で「本当に・あたり・つまる、塞ぐ・させる」ことを意味する。上流域では、河川勾配が急で深い溪谷をつくり、中流域からは比較的勾配が緩く河岸段丘が見られる。下流域ではさらに河川勾配が緩く、広い蛇行原（低地）が発達する。沙流川や町域の約 86%を占める森林は、クマやシカ、サケなどをはじめとする生物の生息域となっている。残りの約 14%は、沙流川流域の氾濫原や低位の河岸段丘が主となっている。河畔林には、初期には短寿命（30 年程度）のヤナギ類、ハンノキなどの樹種が生育するが、やがて長寿命（200 年程度）のハルニレ林となっていく。ハルニレ林の林床ではオオウバユリ等、アイヌ文化において伝統的に利用される植物が多数生育しており、いわばアイヌにと

って衣食の倉庫のような場所である。多くのハルニレ林は農地化により失われたが、川沿いには今もヤナギやヤマハンノキの河畔林が生育し、将来のハルニレ林へとつながる素地をもった景観がある。また、ポロシリ山頂を含む額平川源流域には原生的な森林が一部残されている。

(2) 伝統的な暮らし

沙流川流域においては令和6年度現在で127カ所の埋蔵文化財包蔵地が確認されており、旧石器時代から縄文時代を経て、中・近世、そして現代に至るまで、連綿と人間の営みが続いてきた。

アイヌは河岸段丘上で生活用水を確保できる場所にコタン（集落）を形成し、近隣の沢とそれを取り囲む尾根筋に囲まれた地形をイウォロという生活の単位とした。イウォロは生活の糧を得る空間として用いると同時に、コタン毎の自治が行われる領域でもある。その地形や自然の性質を熟知し、知識として継承することで、もたらされる恵みを持続的に利用することができた。それらの知恵は、地形や動植物の生息域を示すアイヌ語地名としても詳細に刻まれている。近世以降、様々な形で記録されてきたコタンの領域は、現在の集落分布や字界と近似することが多い。一部の道路は「コタン通り」とも呼ばれ、現在でも当時の線形が維持されている。こうした地形や自然への人々の対応が平取町の文化的な景観として継承されてきている。

(3) アイヌのコスモロジー

カムイはカムイモシリ（神の国）から自然現象や動植物などに姿を変え、アイヌモシリ（人間の国）にやってくると考えられている。アイヌは、カムイから生きていくために必要な恵みを頂き、その魂を祈りとともにカムイモシリへ送り返す。サルンクル（沙流川の人）にとって、ポロシリ山頂やその周辺環境は、カムイたちが集う「神の世界」であり、ポロシロンカムイ（ポロシリの神）をパセオンカミ（重い礼拝）の祭神とするコタンも多い。また、沙流川流域は人文神オキクルミを崇拝する地域と言われている。オプシヌプリ（通称穴あき岩）やウカエロシキ（通称熊の姿岩）、オキクルミのチャシ及びムイノカ（オキクルミの居城及び箕の形象）と呼ばれる特別な姿をとる岩山やチャシ等に住民の想いを宿している。また、チノミシリ（我ら・祈る・所）とされる祈りの場もアイヌのコスモロジーを示す文化的景観要素と言える。町全域に分布するこれらの要素は、沙流川流域の地形的特徴とこの地に暮らしてきたアイヌのコスモロジーを理解する上で欠かせない景観をつくり出している。

(4) 近代開拓以降の生業景観

近代開拓以降、学校などの社会基盤の導入や、社会経済的变化による様々な産業がもたらされた。アイヌを含む地域住民は、新たな社会基盤や産業を取り入れ、その振興に従事しながら生活を営んだ。沙流川流域では、農林業、鉱業等の生業が展開しながら現在の基幹産業

である農林業へと移り変わってきた。

近世までの沙流川流域の森林は、針広混交林が支配的だったが、明治期以降、大規模な商業的伐採が行われるようになったが、伐採後は放置されたため、二次的な落葉広葉樹林が形成されていった。終戦後、川沿いの平坦面は耕作地や放牧地になり、傾斜地の植生はトドマツ、カラマツの針葉樹の植林地へと変わっていった。一方で、自然林の構成樹種は基本的には大きく変化しておらず、現在も資源植物が多く残存し、生活・生業の素材となっている。

平取は、鉱物・岩石資源が豊富な地域でもある。日高山脈の自然資源である岩石資源は、縄文時代から利用されていたことが分かっている。アオトラ石と呼ばれる緑色岩が石斧の素材として利用され、遠隔地へも運ばれていた。近代から現代においては、沙流川、額平川の中・上流域に分布する蛇紋岩地帯のクロム鉱石が採掘された歴史もある。また、河川上流の白亜紀層などから採れる青や赤の岩石、幸太郎沢で産出する「幸太郎石」は、現代でも銘石として造園や工芸品などに利用されている。

低地は、水田や畑地として開墾され、その過程で整備された頭首工は、今日もその姿を留める。額平川流域の芽生地帯に形成された河岸段丘面には、近代以降の産業形成に伴う牧野が広がっている。牧野林は、軍馬や農耕馬等の牧畜を目的とした林間放牧の過程で生まれた森林利用の形態である。牧野林において、馬が食べない植物が残されることにより形成された景観の一つがすすらん群生地である。1970年代からはトマト栽培が盛んに行われ、その生産量・作付面積はともに道内随一であり、農地に展開されているトマトハウス（ビニールハウス）群の景観がその状況を表している。

(5) 現代のアイヌ文化振興と環境再生

現代においては、地域住民の積極的な働きかけによるアイヌ文化継承の機運が高まり、昭和47（1972）年に北海道ウタリ協会（当時）の運営による二風谷アイヌ文化資料館が開館した。その後、昭和58（1983）年には平取町二風谷アイヌ語教室の前身である二風谷アイヌ語塾が開講され、同年に平取アイヌ文化保存会も組織された。こうしたさまざまな活動の積み重ねにより、伝統的生活用具や工芸品の制作技術、チプサンケ（舟おろし）の儀式、アイヌ古式舞踊やユカラ（英雄叙事詩）などが地域に受け継がれることとなった。また、「アイヌ文化の里」としての整備が進められ、二風谷コタンを構成する博物館や資料館、チセ（家）群が立ち並ぶ特徴的な景観が広がっている。

近年では、地域全域を屋根のない展示室として見立てるエコミュージアムの考え方を取り入れた「イオルネットワーク構想」のもと、「イオル整備事業」や「21世紀・アイヌ文化伝承の森プロジェクト～コタンコロカムイの森づくり」等の取組が行われている。シロザケやサクラマス等が遡上し、アイヌの生活を支える漁場でもあった河川では、現在、北海道開発局と連携しながら河川やダムにかかわる調査・整備事業を行っているほか、アイヌ文化にとって有用な水性植物が繁茂できる環境づくり（イオル水辺空間）や川洲畑の実践、チプサンケを継承していくための整備等、アイヌ文化の継承にとって必要な整備の在り方が検討

され続けている。国有林や一部の民有林においても、アイヌ文化伝承を目的とした森づくりの取組が進められている。この地で伝統的に利用してきた自然環境の再生や文化継承のフィールド、解説展示施設等が二風谷地区以外にも広がっており、地域全体に現代的な文化継承の取組が景観として見える形で展開されてきていることは特筆すべき点である。そして、これらのフィールドにおいて展開される文化伝承の取組もまた、現代的なアイヌの景観を構成する重要な要素といえる。

参考（重文景観レイヤー）

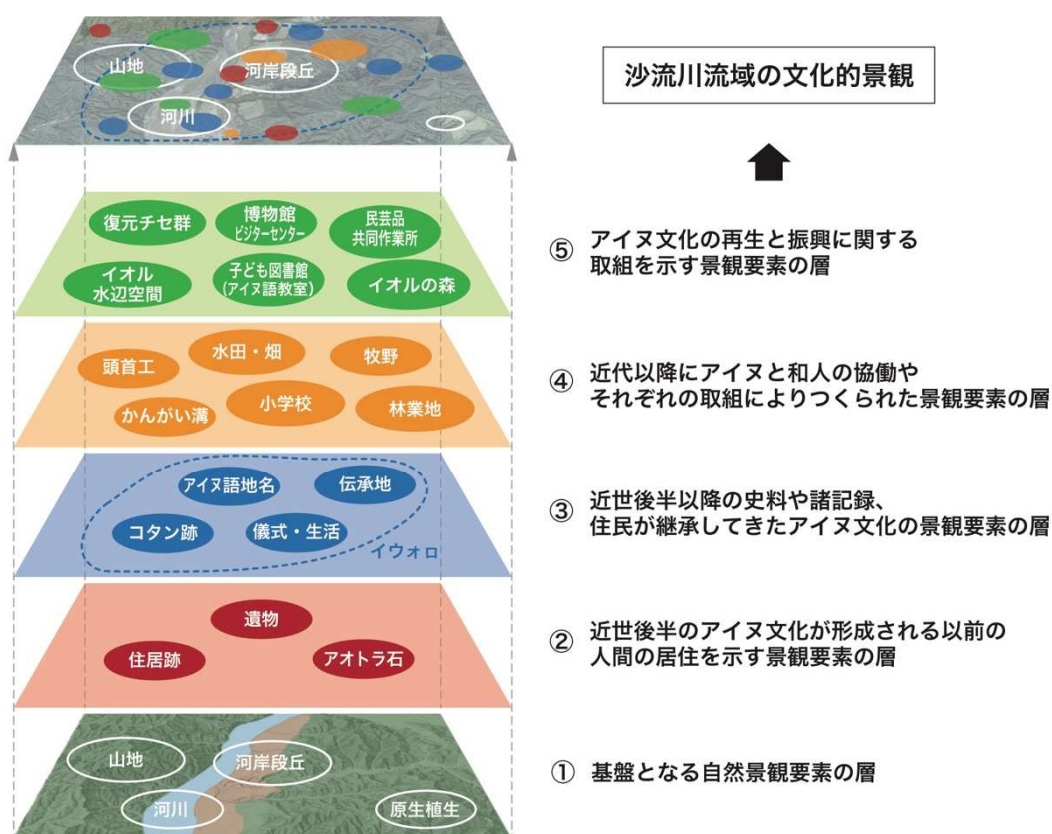


図 多文化の重層として理解する「沙流川流域の文化的景観」解説図

第2章 景観づくりの基本方針と区域設定

1. 基本方針

平取町における景観づくりは、次のような基本方針にそって進める。

○自然、文化、歴史の特色をいかす

わたしたちの自然とのかかわり方、くらしの中で育まれてきた文化、いまにいたる歴史のうつりかわり、それらを自ずと表しているのが景観である。わたしたちの身近な景観は、どこにでもあるようで、実は地球上のここ北海道、平取町にしかないため、その特色、長所をいかす景観づくりを行う。

○暮らしやすさをたいせつにしながら景観を育む

どこも一律一様にしぼりをかけようとするのが、平取町の景観計画がめざすところではない。自然環境や文化的景観との調和した、暮らしやすさの追求や、地場産業を活かした持続的産業の創造をめざすものである。

○協働による景観づくり

景観づくりは町民が積極的に参画し、行政と一体となって取り組むのが望ましい。また、平取町独自の取り組みと、国・道をはじめ関係機関・団体によるさまざまな施策・事業が補完しあって良好な景観づくりが進み、ひいては豊かで美しく暮らしやすい地域環境の形成につながるよう努める。

○計画の再確認と見直しを定期的に行っていく

景観づくりは世代を継いで行われる永続的なプロジェクトである。本計画で示した景観づくりの方針を守りながら取り組みを進めるためには、できることから取り組み、その時々課題に合わせて取り組みを充実させていく必要がある。したがって、定期的に本計画の成果や課題を検証し、必要に応じて見直しを行う。

2. 景観計画の区域

(1) 景観計画区域

平取町の全域を景観計画区域とする。

(2) 重点区域

景観特性に基づき、重点的に景観づくりを推進する区域を「重点区域」と定める。以下の2つの種別の地区を定めるが、必要に応じて新たな種別の地区を設定することができる。

① 「重要文化的景観」地区

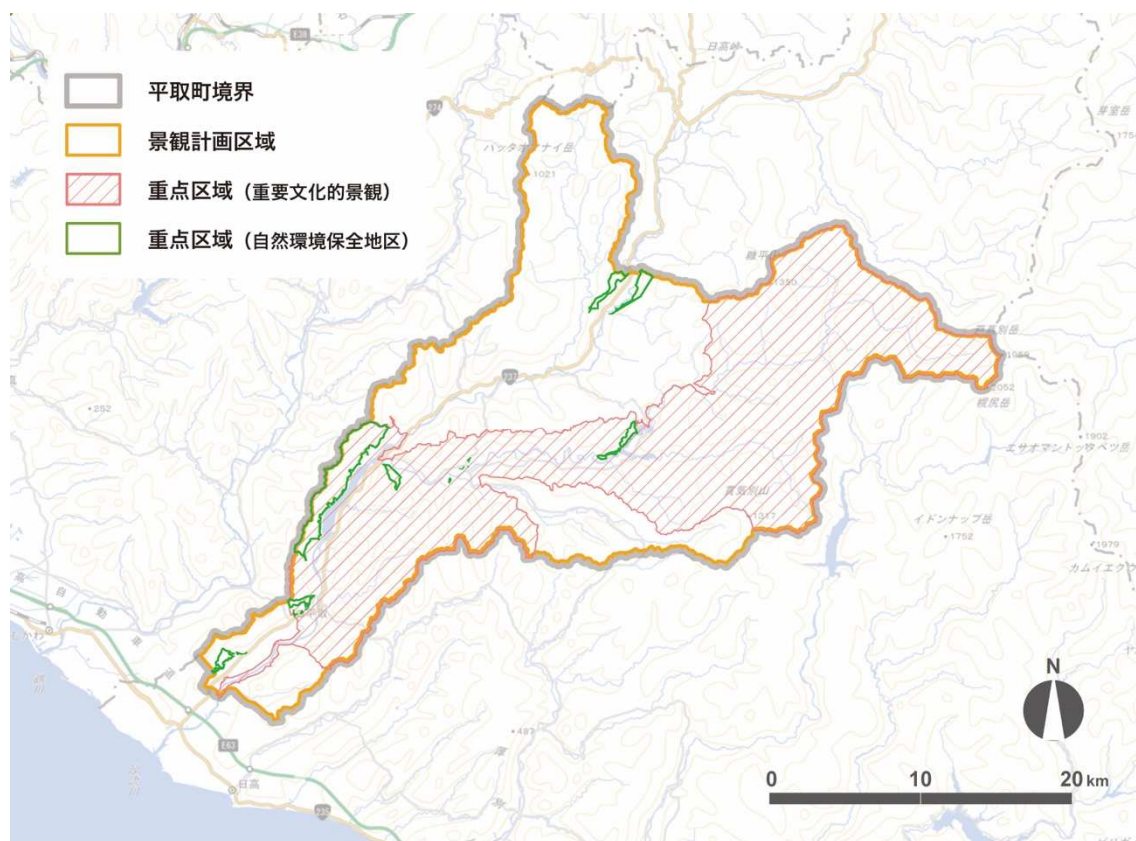
文化的景観の観点から景観保全を図る地区。この地区は、文化財保護法にもとづき重要文

化的景観として選定を受けた地区であり、昭和 58（1983）年に制定された文化財保護条例と同条例施行規則、令和 7 年（2025）年に策定された平取町文化的景観保存活用計画で掲げられている方針に基づき、景観の保全を行う。本景観計画では、新たな開発行為や建造物の建築等が、文化的景観の価値を阻害しないようコントロールを行う。

② 自然環境保全地区

自然環境の観点から景観保全を図る地区。この地区は、自然環境保全法にもとづき自然環境保全地区として指定された地区であり、平成 5（1993）年に制定された平取町みどり豊かな環境保全条例と同条例施行規則、平成 9（1997）年に策定された平取町自然環境保全地区指定にかかる保全計画書〔森林編〕で掲げられた方針に基づき、景観の保全を行う。

景観計画区域および重点区域の位置図



第3章 届出の対象となる行為と手続

1. 届出の対象となる行為

条例で定める重点区域およびそれ以外の景観計画区域の届出の対象となる行為は下表の通りである。下表とは別に、重点区域の「重要文化的景観」地区では、重要文化的景観の重要な構成要素の滅失又はき損及び現状変更は、文化財保護法に基づき事前に平取町教育委員会と協議を行ない、文化庁長官へ届出なければならない。

なお、国の機関又は地方公共団体が下表に記載された行為を行う場合、届出をすることは要しないが、あらかじめ、景観行政団体の長である平取町長にその旨を通知しなければならない。

重点区域およびそれ以外の景観計画区域において届出が必要な行為一覧

項目	重点区域	それ以外の 景観計画区域
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築物の高さ(増築にあつては増築後の高さ)が10m以上又は地上3階建て以上のもの又は延べ面積(増築にあつては増築後の面積)が1,000㎡以上のもの	—
工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、下記工作物の種別ごとに定めるもの	- 擁壁、垣、柵、塀その他これらに類するものに関しては、当該工作物の高さが3m以上のもの(景観基準の「壁状工作物」に該当) - 煙突、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱、記念塔、電波塔、観覧車、記念碑その他これらに類するものに関しては、当該工作物の高さが15m以上(景観基準の「塔状工作物」に該当) - 太陽光発電施設^{注)}に関しては、出力10kW以上の発電を行うもの - 上記以外の面的に整備される工作物に関しては、当該工作物の高さが10m以上又は築造面積が1,000㎡以上(景観基準の「面的に整備される工作物」に該当)	太陽光発電施設 ^{注)} に関しては、出力10kW以上の発電を行うもの
開発行為 (土地の区画形質の変更)	- 面積が1,000㎡以上かつ切土、盛土、切盛土で高さ2m以上のもの - 急傾斜地での土地の造成で、平均斜度30度以上かつ傾斜直高10m以上のもの - 出力10kW以上の発電を行う太陽光発電施設^{注)}の設置に供する目的で行うもの	出力10kW以上の発電を行う太陽光発電施設 ^{注)} の設置に供する目的で行うもの
木竹の伐採	皆伐面積が5,000㎡以上かつ公道から望見できるもの	10,000㎡以上のもの
水面の埋立又は干拓	面積が1,000㎡以上のもの	10,000㎡以上のもの

土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更	・面積が 1,000 m ² 以上かつ切土、盛土、切盛土で高さ 2m 以上のもの ・急傾斜地での土地の造成で、平均斜度 30 度以上かつ傾斜直高 10m 以上のもの	—
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・高さ 3m 以上又は面積 1,000 m ² 以上で堆積期間が 90 日以上のも	—

注) 設置者の事業所等と併設されるもので、主に自己消費を目的とするものを除く

また、以下の行為については届出を要しない。

(1) 通常の管理行為その他軽易な行為

(2) 震災、風水害、火災その他の災害のために必要な応急措置として行う行為

(3) 国又は地方公共団体が定める森林及び河川に関する計画に基づく行為

国有林：国有林の地域別の森林計画、地域管理経営計画、国有林野施業実施計画に基づく森林施業及び森林施業に必要な行為（森林施業・保全・整備にかかる林道や土場等の整備、治山事業、災害復旧等の行為を含む）

民有林：地域森林計画、市町村森林整備計画、森林経営計画に基づく行為（森林施業・保全・整備にかかる林道や土場等の整備、治山事業、災害復旧等の行為を含む）。

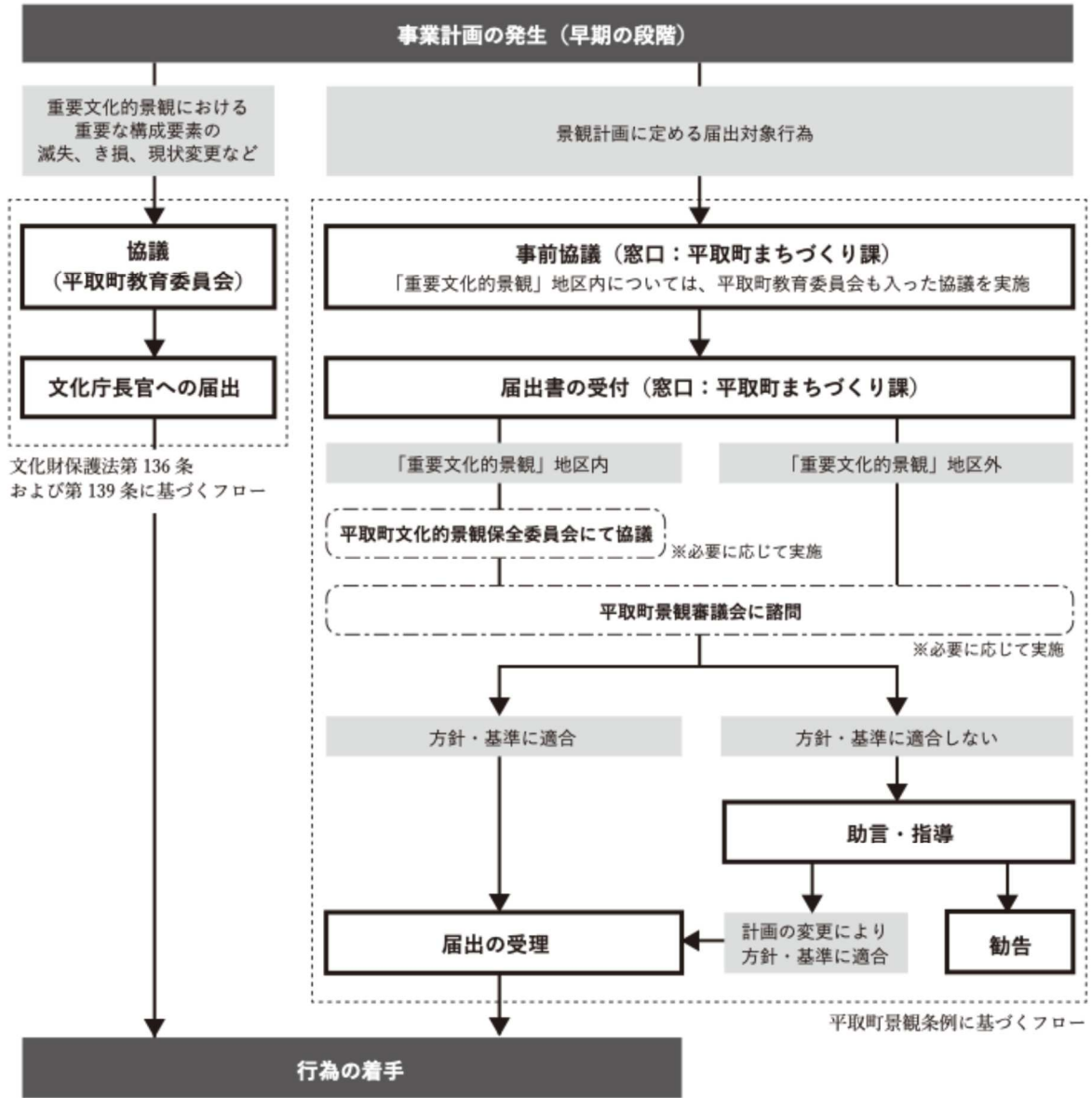
河川：河川整備計画及び河川維持管理計画に基づく行為

(4) 国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年 6 月 23 日法律第 246 号）第 2 条第 2 項に規定する国有林野事業としての行為

2. 届出の手続

届出対象行為の実施にあたっては、平取町と事前協議を行った上で、行為の着手前（30 日前までに）に届出をしなければならない。また、平取町は、景観計画に定める景観づくりの方針や基準に適合しない場合は、必要に応じて助言・指導や勧告を行うことができる。

手続のフロー



第4章 良好な景観づくりに関する方針

1. 景観計画区域

景観計画区域では、以下の方針を定める。

(1) 木竹の植栽又は伐採

○樹木等の保全措置

- ・やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめ、できるだけ樹林の連続性が途切れることのないように配慮する。
- ・樹姿又は樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かすよう配慮する。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植する。また、移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努める。
- ・敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残す。

○樹木等の植栽

- ・植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とする。

○樹木等の伐採

- ・伐採は、できるだけ小規模にとどめる。
- ・樹林を伐採する際には、適度な面積の樹木を残置し、修景緑化に活用する。
- ・河川又は周辺道路から望見できる樹姿又は樹勢が優れた樹木は、できるだけ伐採せず、その周辺に移植する。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努める。
- ・一団となって生育する樹林は、景観および生態的な連続性を途切れさせないように考慮する。
- ・伐採を行った場合は、その周辺環境を良好に維持できるよう、林縁部への低・中木の植栽、けもの道等の生物の移動路の確保等必要に応じて代替措置を講じる。

○森林整備計画等の尊重

- ・木竹の植栽及び伐採にともなう保全策の立案、実行にあたっては、国及び地方の森林計画を尊重し、整合を図り、平取町森林整備計画に基づく施業に支障が生じないようにする。

(2) 水面の埋立又は干拓

○護岸など水辺空間の保全

- ・護岸は、周辺環境や自然環境に配慮した素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとし、必要に応じ親水性のある形態となるよう配慮する。

(3) 太陽光発電施設

- ・法令上開発行為が厳しく制限（原則不許可など）されている区域や、生活環境、景観、防災等の観点から、太陽光発電施設が設置されることにより、甚大な影響が想定される地域では設置しない。
- ・景観への配慮が必要な地域に太陽光発電施設を設置する場合は、既存の地形や樹木等を生かしながら、通行者、車両等から直接見えないよう植栽等を設けて遮蔽するなどの対策を講じるなど、周囲の良好な景観に支障を与えないよう、周辺環境及び景観との調和に配慮する。
- ・住宅地に近接する場所に太陽光発電施設を設置する場合は、圧迫感、景観、騒音・振動、熱風、反射光、電磁波による電波障害等に配慮し、敷地境界からの後退や植栽による遮蔽、緩衝帯の設置等により近隣住民の良好な生活環境を害することのないよう、必要な措置を講じる。
- ・発電施設を廃止した場合は、その跡地について、そのまま放置せず、速やかに現状復帰に努めるなど、責任をもって適切な措置をとる。また、発電施設を撤去する場合は、関係法令に基づいて、適切な処理を行う。

2. 重点区域

(1) 「重要文化的景観」地区

日高山脈とそこに流れる沙流川水系は、長い歳月をかけてこの地に特徴的な地形を形成した。「重要文化的景観保存活用計画」では対象地域の地形を、山地及び丘陵地などの起伏の激しく多くが森林に覆われる「山地」、沙流川水系の河川作用によって形成され人々の今日中の履歴が積層された「河岸段丘および低地」、これらの造出した沙流川水系の「河川」の3つに分類している。本計画もその分類を踏襲し、以下の土地利用と景観保全の方針および基準を定める。

「重要文化的景観」地区におけるエリア区分図



①「山地」エリア

山地の地形は、伝承地にまつわる地形の形態的特徴を維持するため、その基盤である土地の形質を保全する。山地の森林は、土地所有者それぞれの意向をもとに、森林生態系が多面的機能を発揮し人々が生態系サービスを持続的に享受できるよう保全・利用する。また、特にアイヌ文化を育んできた伝統的な有用植物が持続的に生育する森づくりを推進する。

「山地」エリアにおける景観基準

項目	基準
開発行為 (土地の区画形質の変更)	・河岸段丘上に集落が立地してきた経緯を尊重し、山地での宅地造成は避ける。 ・やむを得ず造成等を行う際には、自然の地形形状を保全することを旨とし、造成等に係る切土及び盛土の量を必要最小限とする。 ・アイヌ語地名をもつ沢(断面形状、植生など)を保全する。 ・法面が発生する場合は、緑化(外来植生は避ける)等を行い景観と調和させる。
木竹の伐採	・公道(国道・道道および特定する町道)や設定した眺望点から望見できるエリアでは、択伐による森林施業を基本とする。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘	・史跡や名勝、重要文化的景観の重要な構成要素などの指定等文化財のある場所、およびその周辺では行わない。 ・公道(国道・道道および特定する町道)や設定した眺望点から見える場所を避け、やむを得ず見える場合には樹木(常緑の高木と低木を組み合わせ、外来植生は避ける)等による修景・遮蔽を施す。 ・行為完了後は必ず従前の地形形状に復旧する。

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		・ 史跡や名勝、重要文化的景観の重要な構成要素などの指定等文化財のある場所、およびその周辺では行わない。 ・ 公道(国道・道道および特定する町道)や設定した眺望点から見える場所を避け、やむを得ず見える場合には樹木(常緑の高木と低木を組み合わせ、外来植生は避ける)等による修景・遮蔽を施す。 ・ 行為完了後は、速やかに撤去し、従前の地形形状に復旧する。
建築物	位置・配置等	・ 周辺景観と調和した位置・配置等とする。
	外観	・ 周辺景観と調和した色彩とし、彩度は7以下とする。 ・ 奇抜な形態、意匠は避ける。
塔状工作物	位置・配置等	・ 公道(国道・道道および特定する町道)や設定した眺望点からの景観を阻害しない位置および配置とする。 ・ 史跡や名勝、重要文化的景観の重要な構成要素などの指定等文化財のある場所、およびその周辺では行わない。 ・ 携帯電話基地局等の鉄塔類については共同化(共架)を基本とし、新規に設置しない。やむを得ず新規に設置する場合は、他社製も含む既存の鉄塔の設置状況や今後の設置計画を鑑みて、景観に与える影響が最小限となる場所とする。 ・ 設置に伴う木竹の伐採は最小限とする。
	外観	・ 公道(国道・道道および特定する町道)や設定した眺望点からの景観を阻害しない高さとする。 ・ 周辺景観と調和する色彩やデザインとする。
壁状工作物	位置・配置等	・ 公道(国道・道道および特定する町道)や設定した眺望点からの景観を阻害しない位置・配置とする。
	外観	・ 公道(国道・道道および特定する町道)や設定した眺望点からの景観を阻害しないように、修景色の使用や緑化(常緑の高木と低木を組み合わせ、外来植生は避ける)等をする。
面的に整備される工作物	位置・配置等	・ 公道(国道・道道および特定する町道)や設定した眺望点からの景観を阻害しない位置・配置とする。 ・ 史跡や名勝、重要文化的景観の重要な構成要素などの指定等文化財のある場所、およびその周辺では行わない。
	外観	・ 公道(国道・道道および特定する町道)や設定した眺望点からの景観を阻害しないように、樹木等(常緑の高木と低木を組み合わせ、外来植生は避ける)による修景を図る。
太陽光発電施設		・ 設置を避ける。やむを得ず設置する場合は、公道(国道・道道および特定する町道)や設定した眺望点から見えないうに修景を図る。 ・ 耐用年数を経た後は速やかに撤去をし、従前の地形形状に復旧する。
屋外広告物・サイン		・ 周辺景観と調和がとれた形状・意匠・材質・色彩とし、表示面積及び掲出数は必要最小限とする。また、道路敷地等における乱立を避けるための集約化に努める。 ・ イベントなどの臨時的な設置を除き、過度な看板やのぼり等は設置しない。 ・ 眺望を阻害するような広告物は設けない。

②「河岸段丘・低地」エリア

河岸段丘および低地は、その地形的特徴が大きく損なわれないよう土地の形質を保全する。低地および河岸段丘に立地する各種遺跡地は、周辺の土地利用との調和を図りながら保全する。加えて、特に近代開拓の歴史を有する生業景観については、周辺景観に配慮をした土地利用を行う。

河岸段丘上のコタン跡やその他遺跡地の立地は、水害等の自然災害を避けた結果の土地利用であることを理解し、今後の市街地の形成にあたっては、周辺の景観保全の観点とともに防災的な観点からも河川や山地側に市街地を広げすぎることのないよう、その土地利用に配慮する。

近代意向のアイヌ文化継承に関する施設である北海道大学文学部二風谷研究室（旧マンロー邸）や萱野茂二風谷アイヌ資料館、平取町立二風谷アイヌ文化博物館とチセ群、その他歴史的に重要な建造物の立地するエリアでは、歴史的な要素（遺跡地など）の立地等に配慮しつつ、その機能の継承やアイヌ文化継承に資する土地利用を推進する。

「河岸段丘・低地」エリアにおける景観基準

項目	基準
開発行為 (土地の区画形質の変更)	・自然の地形形状を保全することを旨とし、造成等に係る切土及び盛土の量を必要最小限とする。 ・河岸段丘や低地上のアイヌ語地名をもつ小河川の環境(断面形状、植生など)を保全する。 ・法面が発生する場合は、緑化(外来植生は避ける)等を行い景観と調和させる。
木竹の伐採	・樹林を伐採する際には、適度な面積の樹木を残置し、修景緑化に活用する。 ・河川又は周辺道路から望見できる樹姿又は樹勢が優れた樹木は、できるだけ伐採せず、その周辺に移植する。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努める。 ・一団となって生育する樹林は、景観および生態的な連続性を途切れさせないように考慮する。 ・伐採を行った場合は、その周辺環境を良好に維持できるよう、林縁部への低・中木の植栽、けもの道等の生物の移動路の確保等必要に応じて代替措置を講じる。 ・牧野林・河畔林(段丘崖の林も含む)・社叢(寺社林)の保全に努める。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘	・史跡や名勝、重要文化的景観の重要な構成要素などの指定等文化財のある場所、およびその周辺では行わない。 ・公道(国道・道道および特定する町道)や設定した眺望点から見える場所を避け、やむを得ず見える場合には樹木(常緑の高木と低木を組み合わせ、外来植生は避ける)等による修景・遮蔽を施す。 ・行為完了後は必ず従前の地形形状に復旧する。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・史跡や名勝、重要文化的景観の重要な構成要素などの指定等文化財のある場所、およびその周辺では行わない。 ・公道(国道・道道および特定する町道)や設定した眺望点から見える場所を避け、やむを得ず見える場合には樹木(常緑の高木と低木を組み合わせ、外来植生は避ける)等による修景・遮蔽を施す。 ・行為完了後は、速やかに撤去し、従前の地形形状に復旧する。

建築物・資材置き場等の敷地		・周辺景観に調和するよう緑化に努める。植樹や生け垣を施す場合には、周辺景観と調和した樹種(外来植生は用いない)の構成や配置とする。 ・駐車スペースは特に周辺景観に配慮し、必要最小限とする。周辺景観と調和させるために必要な場合は、道路と駐車スペースの間に緩衝帯を設け、既存樹林地の保全や樹林帯(外来植生は避ける)を設ける。 ・敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残す。
建築物	位置・配置等	・周辺景観と調和した位置・配置とする。 ・設定した眺望点からの景観を阻害する位置・配置に建築しない。 ・建物本来の用途・目的・機能上の理由により大規模なものとなる場合は、樹林地の保全や植林等による緑化(常緑の高木と低木を組み合わせ、外来植生は避ける)を行う。
	外観	・周辺環境と調和した高さとし、15mを超えないものとする。 ・周辺景観と調和した色彩とし、彩度は7以下とする。 ・奇抜な形態、意匠は避ける。
塔状工作物	位置・配置等	・公道(国道・道道および特定する町道)や設定した眺望点からの景観を阻害しない位置および配置とする。 ・史跡や名勝、重要文化的景観の重要な構成要素などの指定等文化財のある場所、およびその周辺では行わない。 ・携帯電話基地局等の鉄塔類については共同化(共架)を基本とし、新規に設置しない。やむを得ず新規に設置する場合は、他社製も含む既存の鉄塔の設置状況や今後の設置計画を鑑みて、景観に与える影響が最小限となる場所とする。 ・設置に伴う木竹の伐採は最小限とする。
	外観	・公道(国道・道道および特定する町道)や設定した眺望点からの景観を阻害しない高さとし、かつ20mを超えないものとする。 ・周辺景観と調和する色彩やデザインとする。
壁状工作物	位置・配置等	・公道(国道・道道および特定する町道)や設定した眺望点からの景観を阻害しない位置・配置とする。
	外観	・公道(国道・道道および特定する町道)や設定した眺望点からの景観を阻害しない高さとし、修景色の使用や緑化等(外来植生は避ける)をする。 ・塀を設置する際には閉鎖的なものとし、安全面上やむを得ず設置する場合は、積極的な修景を行う。
面的に整備される工作物	位置・配置等	・公道(国道・道道および特定する町道)や設定した眺望点からの景観を阻害しない位置・配置とする。 ・史跡や名勝、重要文化的景観の重要な構成要素などの指定等文化財のある場所、およびその周辺では行わない。
	外観	・公道(国道・道道および特定する町道)や設定した眺望点から望見できる場所に設置する際には、樹木等(常緑の高木と低木を組み合わせ・外来種は用いない)による修景を図る。
太陽光発電施設		・設置を避ける。やむを得ず設置する場合は、公道(国道・道道および特定する町道)や設定した眺望点から見えないように修景を図る。 ・耐用年数を経た後は速やかに撤去をし、従前の地形形状に復旧する。
屋外広告物・サイン		・周辺景観と調和がとれた形状・意匠・材質・色彩とし、表示面積及び掲出数は必要最小限とする。また、道路敷地等における乱立を避けるための集約化に努める。 ・イベントなどの臨時的な設置を除き、過度な看板やのぼり等は設置しない。 ・眺望を阻害するような広告物は設けない。

③「河川」エリア

河川においては、河川に生息する魚類や周辺に生育する河畔林・溪畔林の保全・回復に努める。生態系保全においては、外来種の侵入を防ぐことや駆除についても考慮する。河川の河道の変更や護岸工事など大規模な改変を行わないよう努め、安全上などの理由でやむを得ず改変を行う場合には、自然素材の活用や魚道の設置などの必要な代替措置を講じるよう努める。河川沿いに立地する文化的な名勝地、伝説地、遺跡地（チャシ跡を含む）、開拓遺産については、それらの保存と活用を推進する。

「河川」エリアにおける景観基準

項目		基準
開発行為 (土地の区画形質の変更)		・自然の地形形状を保全することを旨とし、造成等に係る切土及び盛土の量を必要最小限とする。 ・法面が発生する場合は、緑化(外来植生は避ける)等を行い景観と調和させる。
木竹の伐採		・河畔林を保全する。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘		・史跡や名勝、重要文化的景観の重要な構成要素などの指定等文化財のある場所、およびその周辺では行わない。 ・公道(国道・道道および特定する町道)や設定した眺望点から見える場所を避け、やむを得ず見える場合には樹木(常緑の高木と低木を組み合わせ、外来植生は避ける)等による修景・遮蔽を施す。 ・行為完了後は必ず従前の地形形状に復旧する。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		・史跡や名勝、重要文化的景観の重要な構成要素などの指定等文化財のある場所、およびその周辺では行わない。 ・公道(国道・道道および特定する町道)や設定した眺望点から見える場所を避け、やむを得ず見える場合には樹木(常緑の高木と低木を組み合わせ、外来植生は避ける)等による修景・遮蔽を施す。 ・行為完了後は、速やかに撤去し、従前の地形形状に復旧する。
建築物・工作物	位置・配置等	・公道(国道・道道および特定する町道)や設定した眺望点からの景観を阻害しない位置・配置とする。 ・史跡や名勝、重要文化的景観の重要な構成要素などの指定等文化財のある場所、およびその周辺では行わない。
	外観	・公道(国道・道道および特定する町道)や設定した眺望点から望見できる場所に設置する際には、樹木等(常緑の高木と低木を組み合わせ・外来種は用いない)による修景を図る。
太陽光発電施設		・設置しない。
屋外広告物・サイン		・周辺景観と調和がとれた形状・意匠・材質・色彩とし、表示面積及び掲出数は必要最小限とする。また、道路敷地等における乱立を避けるための集約化に努める。 ・イベントなどの臨時的な設置を除き、過度な看板やのぼり等は設置しない。 ・眺望を阻害するような広告物は設けない。

④ その他、「重要文化的景観」地区全体に関わる事項

アイヌ語地名が残されている場所については、その名称の由来となっている地形的特徴や物語が理解できる状態が維持されるよう保全する。特にコタンの名称の由来となっている沢は、イウォロの重要な要素であるため、土地の形状を改変しないように保全するとともに、地域住民および観光客が、アイヌ語地名等が示す地形的特徴を認識しやすい状態となるよう、周辺を含めた景観形成に留意する。

生業としての利用、あるいは防災上の観点から必要な改変を行う場合においては、生物多様性・景観の保全・環境負荷を考慮した整備と修景による保全につとめる。

(2) 自然環境保全地区

自然の遷移にまかせることで、より自然性の高い森林にすることを目標とするが、生産林として施業している地区が多いため、各地域での施業の形態を考慮しながら適切な管理を行い、必要な保全策を講じる。崖地など高木が生育できない施業上非効率な林地は、紅葉と崖地が組み合わせた景観を形成することから、原則的に自然林として扱い、紅葉する構種を含めて自然の植生へと遷移させていく。生産林においても、色付く樹種が景観を構成している場合にはできるだけ除伐しないようにし、複層林施業を行うなどして、紅葉景観の保全を図る。

市街地の中や周囲にある森林は、紅葉とともに常緑の樹種が落葉期に景観上のアクセントとなるため、トドマツやエゾマツなどの人工施業林であっても、複層林とするなど施業と景観の両立を図る。

紅葉の観賞対象となる森林については、紅葉する樹種を中心に保全するが、単一の樹種であっては鮮やかに色づいても景観として単調になるため、ある程度の樹種の多様性を考慮した保全を行う。この場合、潜在的な自然植性と著しく異なることのないよう配慮する。また、利用者のための遊歩道や休息場所を整備する際には、景観や生態系を損なわないよう十分配慮する。

自然景観保全地区における景観基準

項目	基準
開発行為等	・原則として択伐に係る基準を遵守する。ただし、保全上の重要性が十分に考慮され、保全地区の利活用にとって有益である開発計画については、平取町との協議の上、伐採にかかる基準を超えて伐採を行えるものとする。
木竹の伐採 (森林施業)	・保安林に指定されている地区については、指定施行要件に従う。 ・景観の保全に配慮し、原則として択伐による伐採を行う。しかし、施行上必要であり景観への影響が軽微であると認められる場合には、平取町と協議を行い、国土保全上の機能が損なわれることのない範囲で択伐率を超えて伐採できるものとする。

建築物・工作物	位置・配置等	・設定した眺望点からの景観を阻害しない位置・配置とする。 ・遺跡などの文化財や重要景観構成要素のある場所、およびその周辺では行わない。 ・耐用年数を経た後は、速やかに撤去する。
	外観	・周辺景観と調和した色彩とし、彩度は7以下とする。 ・奇抜な形態、意匠は避ける。
太陽光発電施設		・設置を避ける。やむを得ず設置する場合は、公道（国道・道道および特定する町道）や設定した眺望点から見えないように修景を図る。 ・行為完了後は、速やかに撤去し、従前の地形形状に復旧する。

第 5 章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

1. 景観重要建造物

基本方針等に基づき、周辺地域の自然、歴史、文化や生活などから見て、その特色が顕著に現れている建造物のうち、地域の景観づくりにおいて重要な要素となっているものを指定する。

2. 景観重要樹木

基本方針等に基づき、周辺地域を特色づける樹木のうち、公共の場所から誰もが見ることができ、地域の景観づくりにおいて保護や必要性があるもので、地域住民やその所有者が保護や育成に取り組んでいる樹木を指定する。

この場合、「平取町みどり豊かな環境保全条例」第 12 条により指定されている保存樹又は保存樹林との重複した指定を妨げないものとする。

第 6 章 屋外広告物の設置に関する方針

屋外広告物の規制については、現在、北海道が「北海道屋外広告物条例」を制定し規制を行なっているが、平取町の景観づくりの重要な要素であることから、北海道と協働して規制を行う必要がある。道条例を遵守しつつ、この計画の目標が達成できるよう、屋外広告物の規模や色彩を考え周辺の景観と調和が図られるように設置者自らが取り組む。

第7章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

農村景観づくりを進めるために景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図る必要がある場合に作成する景観農業振興地域整備計画の策定を検討する。整備計画には、保全・創出すべき地域の景観の特色、保全・創造すべき地域の範囲 魅力ある景観を保全・創造するための方針などを盛り込む。